11/20 修正

第 13 回 にいがた食の安全･安心審議会

別添資料Ⅰ

1　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について　･･･ p１

（１）施策の取組状況　･･･ p２

（２）指標一覧　･･･ p10

2　基本計画の改定作業の経過　･･･ p12

3　たたき台から原案への主な変更点　･･･ p13

4　原案に対する県民意見の募集結果　･･･ p15

5　平成 19 年３月の答申書　･･･ p18

にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

1　計画の期間・目標・成果

【計画期間】　平成 19 年度から平成 24 年度までの６年間

【計画の目標】食の安全・安心の実現

→（食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること（にいがた食の安全・安心条例第２条第１号））

【成果指標】（目標の到達度を測る指標）

新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合

※新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査により把握

問　新潟県における食の安全・安心の取組についてどのように感じていますか。
1　十分に行われていると感じている。
2　ほぼ十分に行われていると感じている。
（1、2の合計を指標値とする。）
3　どちらとも言えない。
4　やや不十分だと感じている。
5　不十分だと感じている。

	計画開始前（平成 18 年度）	最新値（平成 24 年度）	目標値（平成 24 年度）	達成状況
県　　内	42.3%	**55.0%**	50%以上	達成
県外（首都圏）	42.9%	**50.6%**	50%以上	達成

2　計画に基づく施策の取組状況

基本的施策 20 施策について取り組んできた。

（各施策の 24 年度取組状況は２～９ページのとおり。）

3　取組指標 34 指標の進捗状況

◎ 目標を達成　　･･･19 指標

○ 上方修正前の目標を達成　･･･１指標

→（平成 22 年の一部改訂の際、４指標の目標を上方修正）

△ おおむね達成　　･･･６指標

・数値を増やす又は減らすことを目指して設定した指標で、進捗率が 90%以上のもの

・数値の維持を目指して設定した指標で、目標値に至らないが当初値の 90%を維持したもの

▲ 上記以外　　･･･８指標

（各指標の状況は 10～12 ページのとおり。）

にいがた食の安全・安心基本計画　施策の取組状況（平成24年度）

視点1　安全で安心な食品の提供　～見える安全～

施策1　安全で安心な農作物等の提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した安全・安心な農作物等生産技術の普及	・にいがたクリーンランド戦略事業 ・植物防疫総合推進事業 ・植物防疫事業	耕種的防除や発生予察に基づいた必要最小限の防除等、総合的病害虫防除を推進した。	・啓発ポスター作成・配付： 7,500部 ・予察情報の発行：44回	農産園芸
②	環境保全型農業の推進	・にいがたクリーンランド戦略事業	・農薬や化学肥料を低減した特別栽培農産物等の取組・生産等を拡大した。 ・エコファーマーの認定を促進した。	・特別栽培農産物等面積：76,759ha ・エコファーマー認定者数：13,618人 (累積新規認定件数17,010人)	農産園芸
③	GAP手法の啓発・普及と導入支援	にいがたクリーンランド戦略事業	安全・安心な農産物生産についてGAP手法（農業生産工程管理手法）の研修会を開催し、理解促進を図った。	1回　107人	農産園芸
		きのこ栽培の技術向上に向けたセミナー、講習会等	GAP手法の先進事例について学ぶことで、安全・安心なきのこづくりに自発的に取り組むきっかけとした。	11回	林政
④	トレーサビリティの導入支援と普及啓発	トレーサビリティ導入生産段階支援事業	トレーサビリティシステム導入のために必要なデータベースの構築、情報関連機器等の整備を支援した。（H17：1JA）	水稲栽培管理記録簿をデータベース化した農家数：438戸（100%）	食品・流通

施策2　安全で安心な畜産物の提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準の遵守状況調査・指導	家畜伝染病防疫対応強化推進事業	農場を巡回し、飼養衛生管理基準の遵守状況調査・指導を行った。	786農場 遵守割合100%	畜産
②	HACCP方式導入のための啓発・指導、導入農場の認定	畜産安心ブランド推進事業	HACCP方式による衛生管理の導入を促進し、導入した農場を安心農場として認定した。	認定農場： 延べ293農場	畜産
③	家畜伝染病の検査、監視及び防疫体制の整備	BSE検査・清浄化推進事業	24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査を実施した。	789頭 実施率100%	畜産
④	牛肉トレーサビリティ法に基づく生産履歴情報管理システムの円滑な運用に向けた協力	牛肉の生産履歴等情報提供の推進	H15年度に、牛肉の情報公開システムの導入を支援した。 導入以降、H22年度も全農にいがたのホームページを通じて生産履歴等の情報公開システムを運用した。	取組生産者 JA：20JA 生産者：165名	食品・流通
⑤	豚肉の生産履歴情報の開示の推進	豚肉の生産履歴等情報提供の推進	H16年度に、豚肉の生産履歴情報を消費者からの問い合わせに対して提供するシステムの導入を支援した。	取組生産者 JA：15JA 生産者：85名	食品・流通

施策3　安全で安心な水産物の提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導	講習会、巡回指導等	漁業関係者に対する情報提供と技術指導を実施した。	15漁協	水産
②	高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援	漁業経営構造改善事業	漁業協同組合による、高度な衛生管理に対応した荷捌き所整備に対し支援した。 (20・21年度:新潟)	11箇所	水産
③	衛生管理型漁港の整備	水産物流通機能高度化対策事業	防暑施設、清浄海水導入施設・汚水浄化施設を整備した(能生・両津漁港)。	2港	漁港

施策4　安全で安心な加工食品の提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の指導・普及	営業者向け衛生講習会の開催、講師派遣	食品関連事業者への食品衛生知識の普及のため、衛生講習会の開催や講師派遣を行った。	420回 15,619人	生活衛生
		営業者団体機関紙等による普及啓発	営業者団体の機関紙等に、食品衛生に関する記事を寄稿し、正しい知識の普及啓発を図った。	16回 (食品衛生協会等)	生活衛生
②	新潟県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ41,012回	生活衛生
③	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法の普及		審議会意見等を踏まえ、普及に向けての方針等を検討した。		生活衛生
④	総合衛生管理製造過程の導入指導	総合衛生管理製造過程の導入指導	通常監視に併せ、指導を実施した。	保健所で指導	生活衛生

施策5　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導				
	(1)添加物の適正使用の指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ41,012回	生活衛生
	(2)農薬の適正使用の指導	植物防疫事業	農薬販売・使用者等に対し、研修会を開催し、農薬の適正使用等を指導した。	12回:1,119人	農産園芸
	(3)動物用医薬品の適正使用の指導	動物用医薬品の危機管理	農場を巡回し、動物用医薬品の適正使用と医薬品使用簿の記帳を指導した。	786農場 遵守割合99%	畜産
	(4)飼料の適正使用の指導	飼料の安全性確保	農場を巡回し、飼料の適正使用と飼料管理簿の記帳を指導した。	786農場 巡回割合100%	畜産
②	食品衛生監視指導計画に基づく行政検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく行政検査	市場流通食品等について、添加物や農薬、動物用医薬品等の検査を実施した。	8,613検体	生活衛生
③	自主的な検査の推進	自主検査の推進	(社)新潟県食品衛生協会と協力し、食品関連事業者が自主的に製品検査を行うよう指導した。	7,143検体 (新潟県食品衛生協会まとめ)	生活衛生

施策6　遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	栽培基準などの遵守事項の徹底と立入検査の実施による、適切な交雑混入防止措置の確保	栽培基準等の遵守の徹底	遺伝子組換え作物の栽培・研究の計画、動きもなく、実施せず。		農業総務
②	交雑混入防止措置を含む栽培計画や栽培状況などの情報の提供	県民への情報提供	遺伝子組換え作物の栽培・研究の計画、動きもなく、実施せず。		農業総務

施策7　一貫した監視等の実施

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導				
	(1)農薬の適正使用の指導（一部再掲）	植物防疫事業 (再掲)	農薬販売・使用者等に対し、研修会を開催し、農薬の適正使用等を指導した。	12回:1,119人	農産園芸
	(2)動物用医薬品の適正使用の指導（再掲）	動物用医薬品の危機管理	農場を巡回し、動物用医薬品の適正使用と医薬品使用簿の記帳を指導した。	786農場 遵守割合99%	畜産
	(3)飼料の適正使用の指導（再掲）	飼料の安全性確保	農場を巡回し、飼料の適正使用と飼料管理簿の記帳を指導した。	786農場 巡回割合100%	畜産
②	新潟県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ41,012回	生活衛生
③	新潟県食品衛生監視指導計画に基づく行政検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく行政検査(再掲)	市場流通食品等について、添加物や農薬、微生物、アレルギー物質等の検査を実施した。	8,613検体	生活衛生
④	と畜場、食鳥処理場における適正な食肉衛生検査、BSEスクリーニング検査、食鳥肉検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく食肉衛生検査、BSE検査	計画に基づき、法に定められたと畜検査、食鳥検査を適正に実施した。 また、新潟県産牛の信頼確保のため、BSEスクリーニング検査を全頭実施した。	・と畜検査数: 182,747頭 ・食鳥検査数: 9,393,356羽 ・BSE検査数: 2,014頭	生活衛生

施策8　食品等の適正な表示の徹底

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい表示知識の普及啓発	営業者向け衛生講習会の開催、講師派遣(再掲)	食品関連事業者に対し食品表示等の知識の普及のため、衛生講習会や講師派遣を行った。	420回 15,619人	生活衛生
		栄養表示関係普及啓発	健康増進法に基づく栄養表示について、講習会等を行い、普及を図った。	延べ25回 645人	健康対策
②	広報誌や関係団体機関紙などによる正しい表示知識の普及啓発	食品衛生責任者実務講習会テキストの作成	食品衛生協会が食品衛生責任者を対象に行う実務講習会に用いるテキストに食品表示の内容を盛り込み、知識の普及を図った。	6,517人が受講	生活衛生
		食の安全・安心講演会の開催	身近な食品の表示や安全性についての講演会を開催し、食品表示等に対する消費者への啓発を行った。 (新潟県生活協同組合連合会への委託事業)	上中下越3会場で実施 266人が参加	消費者行政

③	食品表示に関する相談窓口の設置による普及啓発	食品表示に関する相談窓口の設置	消費者、事業者双方からの食品表示に対応する相談窓口を設置し相談に応じた。	・本庁:4 ・農林振興部:14 ・保健所:12 ・県消費生活センター ・(新潟市保健所)	生活衛生、食品・流通、消費者行政、健康対策
④	不適切な食品表示についての改善指導	食品衛生法に基づく食品表示の改善指導	監視や通報で判明した不適切な食品表示については、改善指導を行い、公表基準に従って食品衛生法違反者として公表した。	公表0件	生活衛生
		JAS法に基づく表示の改善指示		0件	食品・流通課
		栄養表示関係相談指導(不適正表示の改善指導)	健康増進法に基づく栄養表示について、不適正表示への改善指導を行った。	不適正表示改善指導延べ19件	健康対策
		景品表示法に基づく不当表示の改善指導	景品表示法に基づき、食品の不当表示について改善指示を行った。	・指示 0件 ・注意等 7件	消費者行政
⑤	販売店等における食品表示の点検指導、監視の実施	〈食品衛生法〉 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ41,012回 うち広域流通食品製造施設: 1,886回	生活衛生
		〈JAS法〉 各地域機関が策定する巡回点検指導計画に基づく点検指導	計画に基づき、食品販売店等でJAS法に基づく食品の品質表示の点検指導を実施した。	80店舗	食品・流通
		食品表示ウォッチャーによる表示調査	県民から公募した食品表示ウォッチャーから、食品販売店での表示状況について調査いただいた。	1,276店舗	食品・流通
		新潟米モニターの設置	首都圏で販売されている新潟県産コシヒカリを対象に、品質の調査と併せ、表示状況に関する調査を行った。	本項目はH24実績がないため削除する。	食品・流通
⑥	外食での牛肉の原産地表示の推進	外食での原材料原産地表示取組宣言店制度	県の指針に基づき、外食事業者が自主基準を設定し牛肉の原産地表示に取組むことを促進した。	34事業者75店	食品・流通

施策9 危機管理体制の整備

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	食品関連事業者に対する、危機管理体制の整備や事故発生時の対応の啓発	営業者向け衛生講習会の開催、講師派遣(再掲)	食品関連事業者への食品衛生知識の普及のため、衛生講習会の開催や講師派遣を行った。	420回 15,619人	生活衛生
②	食品等に起因する健康被害事例の適切な調査と被害拡大防止指導	・食中毒調査 ・不良食品調査	食品等に起因する健康被害事例が発生した場合、関係機関と連携し、迅速かつ的確に調査を行うとともに被害拡大防止を図った。	食中毒事件:18件 (H24年1-12月) 内訳: ・県担当12件、新潟市担当6件 ・原因食品が判明した事件:14件	生活衛生
③	消費生活センター等の苦情相談窓口機関との連携強化	苦情相談窓口の連携強化	健康被害のおそれのある食品についての苦情は、保健所等専門機関へあっせん又は情報提供するようにした。	県センター受付件数:17件 (うち保健所あっせん7件)	消費者行政

④	緊急事態発生時の迅速な公表の実施	緊急事態発生時の迅速な公表	健康危機発生時等には、県民に速やかに周知するため、プレスリリースを行うとともに、県ホームページに情報を掲載した。	食中毒事件公表:10件(H24年1-12月、新潟市除く県内)	生活衛生
⑤	緊急時の検査支援体制の検討	民間検査機関との情報交換等	民間検査機関団体の研修会に出席し、情報交換を行った。		生活衛生
⑥	健康危機管理対応演習の実施	健康危機管理対応演習の実施	保健所の担当職員を対象に健康危機管理対応演習を実施し、職員のスキルアップを図った。	1回	生活衛生

施策10 研究開発の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発	食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発	国と協力し、残留農薬の一斉分析法の研究開発に取り組んだ。	検査可能な農薬・動物用医薬品数:398種	生活衛生
②	食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発	食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発	・黄色ブドウ球菌の疫学解析手法の迅速化・効率化、新型ｴﾝﾃﾛﾄｷｼﾝの検出方法について検討。 ・サポウイルスのリアルタイムPCR法による検出系を整備し、多種類の遺伝子型を高感度に検出できるようになった。		生活衛生
③	品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した安全・安心な農作物生産技術の開発	地域ニーズ先端技術開発	コシヒカリBLの利用技術など化学合成農薬を低減するための技術開発等に取り組んだ。	研究課題数 9課題	農業総務
④	有害土壌汚染物質(土壌中の残留農薬等)の除去、吸収抑制技術の開発	地域ニーズ先端技術開発	土壌中の有害土壌汚染物質の除去技術や吸収しにくくする土壌管理技術の開発等に取り組んだ。	研究課題数 1課題	農業総務
⑤	生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発	鮮度管理手法検討開発事業	高鮮度を維持できる鮮度管理手法の確立に向けた開発研究に取り組んだ。		水産

視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立 ～知る安心～

施策11 県からの情報発信の強化

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	県ホームページによる情報提供	にいがた食の安全インフォメーションホームページ	県ホームページを活用し、食の安全・安心に関する情報をタイムリーに提供した。	ﾄｯﾌﾟﾍﾟｰｼﾞｱｸｾｽ・・・71,785回	生活衛生
②	テレビ、新聞や県の広報紙など県の広報媒体や市町村広報紙、関係団体の機関紙などを活用した情報提供	広報媒体を活用した県民への情報提供	メールマガジン、新聞、広報紙など県の広報媒体により情報提供を行った。	ﾒｰﾙﾏｶﾞｼﾞﾝ登録：1,084人	生活衛生
				マスメディアを活用した広報 ・新聞7回 ・テレビ5回 ・ラジオ1回	生活衛生
			営業者団体の機関紙等に、食品衛生に関する記事を寄稿し、正しい知識の普及啓発を図った。	16回 （食品衛生協会等）	生活衛生
③	食品関連事業者等へのチラシ配布、ファックス送信による情報提供	ノロウイルス情報、腸炎ビブリオ情報の定期的な配信	冬期にノロウイルス情報、夏期に腸炎ビブリオ情報を作成し、メール、FAXなどにより関係者にタイムリーな情報を配信した。	流行期に隔週で配信	生活衛生
④	食品販売店や飲食店を活用した消費者への情報提供	店頭掲示板による情報提供	スーパーマーケット等の協力を得て店頭に掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」を設置し、食の安全・安心に関する情報をタイムリーに提供した。	協力店206店	生活衛生
⑤	出前講座等の講習会による情報提供	出前講座等の講習会の実施	消費者向けに食の安全・安心に関する講習を行った。	49回、2,409人 （うち出前講座 22回、689人）	生活衛生

施策12 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	自主基準の設定・公開制度を活用した、食品関連事業者の情報公開の推進	外食での原材料原産地表示取組宣言店制度（再掲）	県の指針に基づき、外食事業者が自主基準を設定し牛肉の原産地表示に取組むことを促進した。	34事業者75店	食品・流通
②	健康づくりに寄与する取組を行っている飲食店等の情報提供	健康づくり支援店ホームページ掲載	健康にいがた21ホームページに健康づくり支援店の紹介を行った。	1,949店 （H25.3月末現在）	健康対策
③	消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報提供	食について学べる施設等のホームページでの紹介	食について学べる県内の施設及び消費者の見学を受け入れている食品メーカーの検索窓口をホームページに掲載した。	ホームページ掲載中	生活衛生
④	県ホームページを活用した自主回収情報の公開	食品回収情報の提供支援事業	事業者からの自主回収報告に基づき、県ホームページに自主回収情報を掲載し、情報提供を支援した。	12件	生活衛生
⑤	トレーサビリティシステムに基づく消費者への情報提供	米、園芸品目の生産履歴等情報提供の推進	H16年度に、生産履歴情報開示システムの導入を支援した。 導入以降、H22年度も全農にいがたのホームページで生産履歴情報を開示した。	全農HPでの情報開示 米：全26JA 園芸：11JA のべ49品目	食品・流通
⑥	農業体験を通じた消費者への情報提供	おいでよ新潟！子ども体験活動受入拡大支援	子どもたちを受け入れるための体制整備や体験メニューの開発等の取組を通じて新たな受入地域づくりを推進した。	3地区	地域農政推進

施策13　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	消費者、食品関連事業者、県の相互理解をすすめるイベント等の開催	食の安全・安心意見交換会	食の安全・安心に関するテーマで、消費者、事業者、行政による意見交換会を開催した。	19会場、 延べ3,075人参加	生活衛生
②	にいがた食の安全・安心審議会の開催	にいがた食の安全・安心審議会	にいがた食の安全・安心条例及び基本計画の見直しと、基本計画の進捗状況の点検等を行った。	2回開催	生活衛生
③	関係団体が行う相互理解の取組の支援	食品関係団体が行う講習会等への講師派遣	食品関係団体が行う講習会等に職員を講師として派遣した。	420回 15,619人	生活衛生
④	消費者が自ら行う食の安全・安心に関する取組に対する支援	消費者向け講習会等への講師派遣	消費者向け講習会等に職員を講師として派遣した。	49回、2,409人	生活衛生

施策14　自主基準の設定及び公開の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	自主基準の設定・公開制度の創設、普及 （再掲）	外食での原材料原産地表示取組宣言店制度（再掲）	県の指針に基づき、外食事業者が自主基準を設定し牛肉の原産地表示に取組むことを促進した。（再掲）	34事業者75店	食品・流通
②	外食での牛肉の原産地表示の推進 （再掲）				

施策15　食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	食の安全・安心に関する知識の普及	調理師再教育事業	県調理師会に委託し、県内調理師への講習として食品衛生学を講義した。	延べ10会場 316人	健康対策
②	食育を通じた本県農林水産業に対する理解の推進	学校給食における地場産農林水産物の使用食品数調査	地場産農林水産物の使用食品数を食材数ベースで調査した。	抽出：10校 10日間／年 ※6月と11月の各5日間	保健体育
		ごはん食推進講演会	米を中心としたバランスの良い日本型食生活等の重要性について理解促進を図るため、県内の児童等を持つ保護者を対象に、ごはん食の推進を内容とする講演会等を支援した。	13回 延べ421人	食品・流通
		水産業に対する理解の促進	漁業者や漁業関係団体が開催する「さかなまつり」等のイベント及び水産教室、料理教室について、支援・協力を行った。	39回	水産

施策16　食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	施策の申出の受付窓口や制度の周知	施策の申出の受付窓口や制度の周知	施策の申出制度をホームページで紹介		生活衛生

施策17　食に起因する危害情報の申出制度の普及

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	危害情報の申出の受付窓口や制度の周知	危害情報の申出の受付窓口や制度の周知	危害情報の申出制度をホームページで紹介		生活衛生

施策18　国や他の自治体との協力体制の整備

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	国への協力要請、食の安全・安心に関する施策の提言	国との連携	全国食品衛生関係主管課長会議を通じて国との情報・意見交換を実施した。		生活衛生
②	全国食品安全自治ネットワークへの参加、活用	全国食品安全自治ネットワークへの参加	ネットワークを通じて緊密な情報交換を実施した。	11月（東京都）	生活衛生
③	県内市町村との連携強化	電子メールによる市町村との情報ネットワークの構築	「ノロウイルス情報」を市町村に電子メールで配信することにより、住民への情報提供で市町村と連携を図った。	ノロウイルス情報 10回（流行シーズン）	生活衛生

施策19　食の安全・安心に係る人材の育成

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	食品衛生指導員の養成及び継続教育	食品衛生指導員の養成及び継続教育	(社)新潟県食品衛生協会に協力し、指導員の養成講習及び継続教育を実施した。	26回、2,133人	生活衛生
②	にいがた食の安全・安心サポーターの設置	にいがた食の安全・安心サポーター設置事業	食に関する高度な知識のある方を食の安全・安心サポーターとして委嘱し、正しい知識の普及に協力いただいた。	サポーター 32人委嘱	生活衛生
③	食品衛生監視員のHACCPに関する指導力強化	食品衛生監視員のHACCP研修	民間や国が開催するHACCP指導者養成講習に職員を派遣し、他の監視員へ伝達講習を実施した。	職員2人派遣	生活衛生
④	農薬管理指導士の確保・育成	植物防疫事業	適切な農薬販売・使用に関する知識を有する者として「農薬管理指導士」を養成した。	認定者数: 4,677人	農産園芸
⑤	食育ボランティアの登録・育成及び活動支援	食育ボランティアの登録	食育ボランティアの募集、登録を行い、名簿を作成した。県内の小学校・公民館など、関係機関に配布し、その活動実績をとりまとめた。	登録数 個人82人、 10団体(2,650人)	食品・流通

施策20　環境保全に配慮した事業活動の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課
①	環境保全型農業の推進（再掲）	にいがたクリーンランド戦略事業（再掲）	・農薬や化学肥料を低減した特別栽培農産物等の取組・生産等を拡大した。 ・エコファーマーの認定を促進した。	・特別栽培農産物等面積:76,759ha ・エコファーマー認定者数:13,618人 (累積新規認定件数17,010人)	農産園芸
②	家畜排せつ物法の遵守状況の巡回調査などによる監視、指導	畜産環境保全推進対策事業	苦情発生状況調査、家畜排せつ物管理状況調査、家畜排せつ物の適正管理指導を行った。	14地域 遵守割合100%	畜産
③	食品関連事業者の適正な廃棄物処理、排水処理等の推進	適正な廃棄物・排水処理の推進	営業許可時や監視指導にあたり、廃棄物や排水の適正処理について併せて指導した。		生活衛生

にいがた食の安全・安心基本計画　現行の指標一覧

指標名		当初値（18年度）	最新値（24年度）	目標値（24年度）	※1 進捗率	達成状況	
【成果指標】食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合	県　内	42.3%	55.0%	50%以上	165%	達成	改定計画でも、引き続き成果指標とする。
	首都圏	42.9%	50.6%	50%以上	108%	達成	

※1）進捗率(%)＝（最新値－当初値）／（目標値－当初値）

【取組指標】

当初目標達成　20　指標
全体　34　指標

※2）設定目的の凡例
- 増やす：数値の「増加」を目指して設定した指標　20 指標
- 維持：数値の「維持」を目指して設定した指標　12 指標
- 減らす：数値の「減少」を目指して設定した指標　2 指標

※3）達成状況の凡例
- ◎：目標達成　19 指標
- ○：上方修正前の目標を達成　1 指標
  （20年度中間見直しで4指標（No.2,4,20,25）の目標を修正）
- △：おおむね達成　6 指標
  ・増やす指標・減らす指標で、進捗率90%以上
  ・維持する指標で、目標値に至らないが当初値の90%を維持
- ▲：上記以外　8 指標

※4）改定方針の凡例
- 継続：改定計画でも引き続き指標とする　13 指標
- 変更：現指標をもとに指標名や集計方法を変更して改定計画に引き継ぐ　5 指標
- 廃止：改定計画では指標としない　16 指標

増やす指標、減らす指標について算出

施策名	No	指標名	当初値（18年度）	最新値（24年度）	※2 設定目的	目標値（24年度）	※1 進捗率	※3 達成状況	※4 改定方針	担当
①安全で安心な農作物等の提供	1	特別栽培農産物等面積	16,064ha	76,759ha	増やす	55,000ha	156%	◎	継続	農産園芸
	2	エコファーマー認定者数	3,846人	13,618人	増やす	（4,400人）→16,000人	（1764%）80%	○	変更	農産園芸
		変更案：エコファーマー累積新規認定件数								
②安全で安心な畜産物の提供	3	飼養衛生管理基準の遵守農場割合	100%	100%	維持	100%	—	◎	廃止	畜産
	4	HACCP方式導入畜産農場の認定数（延べ戸数）	142戸	293戸	増やす	（150戸）→290戸	（1888%）102%	◎	変更	畜産
		変更案：畜産安心ブランド生産農場の認定戸数								
	5	24か月齢以上の死亡牛のBSE検査実施率	100%	100%	維持	100%	—	◎	廃止	畜産
③安全で安心な水産物の提供	6	高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数	4箇所	11箇所	増やす	8箇所	175%	◎	継続	水産
	7	衛生管理型漁港の整備着手港数	1港	2港	増やす	2港	100%	◎	継続	漁港
④安全で安心な加工食品の提供	8	県内の食中毒罹患率（人口10万人当たりの食中毒患者届出人数）	24．5人（H14-18平均）	31．1人	減らす	20人以下	-147%	▲	廃止	生活衛生
	9	HACCP普及講習会受講者数（延べ数）	0人	0人	増やす	300人	0%	▲	廃止	生活衛生
	10	HACCPを取り入れた衛生管理手法について県の認定を受けている食品営業施設数	0施設	0施設	増やす	50施設	0%	▲	廃止	生活衛生
⑤添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用	11	食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）	96%	97.4%	維持	100%	—	△	継続	生活衛生
	12	食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	0.74%	0.037%	減らす	0.6%以下	502%	◎	廃止	生活衛生
	13	農家巡回による動物用医薬品の適正使用（遵守農場割合）	99.7%	99.8%	維持	100.0%	—	△	廃止	畜産
	14	農薬販売店等に対する講習会受講者数	1,272人（20年度）	1,119人	維持	1,200人	—	◎	継続	農産園芸
⑦一貫した監視等の実施		（No.8、12、13、14の４指標を再掲）								

施策名	No	指標名	当初値（18年度）	最新値（24年度）	※2 設定目的	目 標（24年度）	※1 進捗率	※3 達成状況	※4 改定方針	担当
⑧食品等の適正な表示の徹底	15	広域流通食品製造施設監視数	2,028回	1,886回	維持	2,300回	—	△	変更	生活衛生
		変更案:広域流通食品製造施設に対する監視指導回数達成率								
	16	食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	990店舗	1,276店舗	維持	990店舗	—	◎	継続	食品流通
	（No.11の指標を再掲）									
⑨危機管理体制	17	健康危機管理対応演習実施回数	1回	1回	維持	1回	—	◎	変更	生活衛生
		変更案:健康危機管理に関する研修受講率(年間)								
⑩研究開発	18	検査可能な農薬・動物用医薬品数	約300種	398種	増やす	400種以上	98%	△	廃止	生活衛生
	19	環境保全型農業の推進に向けて取り組む研究課題数	11課題	10課題	維持	11課題	—	△	廃止	農業総務
⑪県からの情報発信強化	20	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	24,269	71,785	増やす	（30,000）→50,000	（829%）185%	◎	継続	生活衛生
	21	メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	1,084人	増やす	3,000人	32%	▲	継続	生活衛生
	22	食の安全・安心出前講座開催数	1回	22回	増やす	20回	111%	◎	廃止	生活衛生
	23	県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	35.2%	増やす	50.0%	44%	▲	継続	生活衛生
⑫事業者からの情報提供	24	健康づくり支援店指定数	874店	1,949店	増やす	1,700店以上	130%	◎	廃止	健康対策
	25	学童等体験活動参加者数（修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生の数）	87,418人・日（16年度）	201,903人・日	増やす	（130,000人・日）→200,000人・日	（269%）102%	◎	継続	地域農政
⑬消費者、事業者、県の相互理解	26	県民意見交換会の開催回数	4回	19回	増やす	14回	150%	◎	廃止	生活衛生
	27	にいがた食の安全・安心審議会の開催回数	4回	2回	維持	3回	—	▲	廃止	生活衛生
⑮食育を通じた食の安全・安心に対する理解	28	食育に関心を持つ県民の割合	59.8%	57.2%（23年度）	増やす	90%以上	−8%	▲	廃止	健康対策
	29	食育ボランティア登録数	165人	個人82人、団体10団体2,650人	増やす	200人	7334%	◎	継続	食品流通
	30	学校給食における地場産農林水産物の使用割合	27.1%（16年度）	30.5%	増やす	30.0%	124%	◎	廃止	保健体育
（No.20、23、24、25の４指標を再掲）										
⑲食の安全・安心に係る人材の育成	31	にいがた食の安全・安心サポーター数	34人	32人	維持	40人	—	△	変更	生活衛生
		変更案:にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数								
	32	食品衛生監視員のHACCP研修受講率	89%	73%	増やす	100%	−145%	▲	継続	生活衛生
	33	農薬管理指導士認定者数	3,973人（20年度）	4,677人	増やす	4,300人	215%	◎	継続	農産園芸
（No.29の指標を再掲）										
⑳環境保全に配慮した事業活動	34	家畜排せつ物法を遵守している生産者の割合	100%	100%	維持	100%	—	◎	廃止	畜産
（No.１、２の２指標を再掲）										

にいがた食の安全・安心基本計画の改定作業の経過

時　期	内　　容
H24 年 10 月	**改定作業に着手** **県民アンケート調査実施** 食の安全に関する意識と食の安全・安心行政の要望を把握
12 月 21 日	**第 11 回 にいがた食の安全・安心審議会** ・計画の進捗状況について ・計画改定の考え方について ・改定原案を作るためのたたき台について
H25 年 3 月 19 日	**第 12 回 にいがた食の安全・安心審議会** ・改定スケジュールについて ・成果指標の動向と県民アンケート結果について ・たたき台の修正版について
4～9 月	**改定原案作成**
6 月	（見直し後の政策プラン公表）
10 月 16 日 ～11 月 5 日	**改定原案への県民意見募集** 10/16 知事定例記者会見で発表
11 月 20 日	**第 13 回 にいがた食の安全・安心審議会** ・計画の進捗状況について ・改定原案の県民意見募集結果 ・改定案について

たたき台（3月審議会時点）から原案（10月意見募集時点）への主な変更点

旧 ：たたき台（3月）に記載されていたが、原案（10月）で記載がなくなったもの

	頁	箇所	たたき台（3月）	原案（10月）
指標関係	5	No.2）エコファーマー累計新規認定件数	現状　16,744人 目標　（検討中）	現状　16,522人 目標　20,000人
	5	No.4）畜産安心ブランド生産農場の認定戸数	（延べ戸数として） 現状　275戸 目標　330戸	（現戸数として） 現状　241戸 目標　280戸
	5	No.5）高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数	目標　（検討中）	目標　12箇所
	5	No.11）県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	目標　増加させる	目標　50%
	5	No.12）県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	現状　78,200（23年度） 目標　80,000	現状　71,785（24年度） 目標　200,000
	5	No.14）店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数（年間）	目標　16回	目標　20回
	旧5	旧No.15）食の安全・安心出前講座開催回数	指標案として掲載	回数では評価が難しいことから指標としない。（取組は継続）
	旧5	旧No.16）県民意見交換会の開催回数	指標案として掲載	回数では評価が難しいことから指標としない。（取組は継続）
	6	No.17）健康危機管理に関する研修受講率（年間）	健康危機管理対応研修の実施回数 現状　1回 目標　1回	回数では評価が難しいことから、受講率に変更 現状　100% 目標　100%
	6	No.19）食の安全・安心に関する講習を「非常に有意義」と評価した利用者の割合（年平均）	―	旧No.15）出前講座開催回数に代え、相互理解に関する指標として新設。
	6	No.20）食品に関する苦情などが気軽に相談できると感じる県民の割合	―	旧No.16）意見交換会開催回数に代え、相互理解に関する指標として新設。
	6	No.22）にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数	サポーター数 現状　33人 目標　40人	サポーター数では評価が難しいことから、利用者数に変更 現状　4,400人 目標　10,000人
	旧6	旧No.20）健康づくり支援店の支援内容の拡充	指標案として掲載	県食育推進計画で検討中であるため掲載せず
	旧6	旧No.22）食育に関心を持つ県民の割合	指標案として掲載	県食育推進計画で検討中であるため掲載せず
	旧6	旧No.24）学校給食における地場産農林水産物の使用割合	指標案として掲載	県食育推進計画で検討中であるため掲載せず

	頁	箇所	たたき台（3月）	原案（10月）
指標以外	2	**4　計画の目的と成果指標**	成果指標は、見直し作業中の政策プランと共通の指標を設定する予定である旨を記載	政策プランの見直し作業が完了したことを受け、成果指標について明記。
	9 ～ 34	**施策1～13に共通する見出し** **・県の取組方針** **・県の取組内容**	取組方針 県の取組	県の「取組方針」であることを明確化するために「県の取組方針」と記述を変更し、合わせて、「県の取組」を「県の取組内容」に記述変更。
	21	**現状と課題**	（現在国において、JAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示部分を一元化する法律の制定に向けて検討が進められています。）	（平成25年6月に食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示部分を一元化する「食品表示法」が成立しました。）
	23	**施策8の県の取組方針**	○食品による危機事案発生時… ○県として危機事案発生時に…	関連する2項目を1項目に統合 →○食品による危機事案発生時に的確な…
	30	**県の取組**	3　関係団体が行う相互理解の取組の支援 4　消費者が行う食の安全・安心に関する取組への支援	関連する2項目を1項目に統合 →3　関係団体や消費者が行う食の安全・安心に関する取組への支援」として記載。

にいがた食の安全･安心基本計画改定原案に対する県民意見の募集結果

１　意見募集期間

平成２５年１０月１６日（水）～１１月５日（火）

２　案の公表方法

（１）県庁行政情報センター及び地域振興局での閲覧、配布
（２）県ホームページに掲載

３　意見の提出状況

（１）意見提出者　４人
（２）意見件数　　13件

４　意見の反映状況

Ⅰ	反映したもの	４件	意見反映７件
Ⅱ	一部反映したもの	０件	
Ⅲ	既に記述済みのもの	３件	
Ⅳ	今後の検討課題とするもの	２件	
Ⅴ	その他記述を変更しなかったもの	４件	

５　提出された意見と県の対応

次ページのとおり

にいがた食の安全・安心基本計画改定案への県民意見と県の対応

意見の反映状況　Ⅰ 反映したもの　　Ⅱ 一部反映したもの　　Ⅲ 既に記述済みのもの
Ⅳ 今後の検討課題とするもの　　Ⅴ その他記述を変更しなかったもの

No.	県民意見	県の対応	反映状況
1	(全体について) 施策体系を現行20施策から12施策に統合・集約したことは、わかりやすく、評価できる。	(改定案への賛同意見)	Ⅴ
2	(全体について) 基本計画そのものは優れた内容だが、それを実現するための個々の施策を具体化することが重要。	御意見を踏まえ、取り組んでまいります。 施策の実施状況を審議会に毎年度報告し、いただいた御意見を施策の改善につなげるよう努めてまいります。	Ⅴ
3	(全体について) 放射能検査さえすれば安全という風潮になりそうだが、農産物の農薬や加工食品の微生物汚染等に関する検査と公表も維持すべき。	施策4及び施策5において、農産物の残留農薬検査及び加工食品の微生物検査等について記述しております。 御意見を踏まえ、計画に基づき着実に実施・公表してまいります。	Ⅲ
4	(9ﾍﾟｰｼﾞ農作物関係) 農産物直売所で販売されている農産物について安全に関する判断情報が少ない。消費者が安心して購入できるシステム作りを望む。	御意見を踏まえ、直売所や生産者の安全確保の取組等について、県として直売所等に対し積極的な情報発信を働きかけてまいります。 なお、県では、直売所の農産物も他の流通農産物と同様に、生産段階での農薬の適正使用の指導や流通段階での残留農薬検査の実施など、安全な農産物の流通確保に取り組んでおります。	Ⅴ
5	(15ﾍﾟｰｼﾞ加工食品関係) HACCPの普及に向けて、企業での取組が停滞している理由を分析し、その結果に基づいたアクションを取るべきでないか。	御意見を踏まえ、実態を把握したうえで検討してまいります。	Ⅳ
6	(21ﾍﾟｰｼﾞ表示関係) 最近報道されている飲食店メニューの不適切表示の問題は従来からあるが、不適切表示に関する飲食店への指導も記載したほうがよい。	御意見を踏まえ、施策7において食材の不適正表示に関して記述するとともに、飲食店への指導を明記します。 なお、飲食店における不適切な表示に関しては、従来から法令に違反する疑いがある場合には調査を行い、その結果に応じて指導を行うなど必要な対応をとっております。	Ⅰ
7	(21ﾍﾟｰｼﾞ表示関係) 平成25年6月の食品表示法成立を受け、事業者・消費者に新制度の周知が求められるが、具体的な周知策を期待したい。	施策7において食品表示法など各種法律に基づく正しい表示知識の普及について記述しております。 御意見を踏まえ、講習会や資料配付などを通じて新制度の周知に努めてまいります。	Ⅲ
8	(25～30ﾍﾟｰｼﾞ情報関係) 県による消費者・事業者のリスクコミュニケーションや県民向けセミナーを実施してほしい。	施策9及び施策11において、県によるリスクコミュニケーションやセミナーの実施について記述しております。 御意見を踏まえ、県内各地での積極的な実施に努めてまいります。	Ⅲ

にいがた食の安全・安心基本計画改定案への県民意見と県の対応

意見の反映状況　Ⅰ 反映したもの　　Ⅱ 一部反映したもの　　Ⅲ 既に記述済みのもの
Ⅳ 今後の検討課題とするもの　　Ⅴ その他記述を変更しなかったもの

No.	県民意見	県の対応	反映状況
9	(33ﾍﾟｰｼﾞ人材関係) 　にいがた食の安全・安心サポーターについて、活動内容等を具体的に示すべき。	御意見を踏まえ、用語解説に具体的に記述します。	Ⅰ
10	(33ﾍﾟｰｼﾞ人材関係) 　食品衛生監視員の業務量の増加を踏まえ、選択と集中による業務の見直しが必要ではないか。	御意見を踏まえ、実態を把握したうえで検討してまいります。	Ⅳ
11	(概要版4ﾍﾟｰｼﾞ) 　携帯電話の挿絵は、今後の普及率を考えてスマートフォンにしたほうがよい。	スマートフォンの絵を追加します。	Ⅰ
12	(概要版6ﾍﾟｰｼﾞ) 　メールマガジンの登録窓口のURLを記載したほうがよい。	メールマガジンのURLを記載します。	Ⅰ
13	(その他) 　富士山頂で大陸から飛来してきたと思われる微量のカドミウム等の物質が検出されたという報道を聞いたが、土壌を介して作物等への影響を心配する観点から、汚染実態の把握は必要ないか。	大気のモニタリング等、必要な対応に努めてまいります。	Ⅴ

Ⅰ	4
Ⅱ	0
Ⅲ	3
Ⅳ	2
Ⅴ	4
計	13

写

食安審　第　１２　号
平成１９年３月２２日

新潟県知事　泉　田　裕　彦　様

にいがた食の安全・安心審議会
会長　　楠　原　征　治

「にいがた食の安全・安心基本計画（案）」について（答申）

平成１９年１月１５日付け生衛第７４８号で諮問のあった「にいがた食の安全・安心基本計画（案）」については、別添のとおり修正することが適当である。

なお、本計画の決定にあたっては、下記事項に十分配慮してください。

記

１　計画に基づく施策を効果的に実施するため、計画の内容を十分周知し、消費者、食品関連事業者、行政が協働して積極的な取組が行われるよう配慮すること。

２　計画に基づく施策の実施状況の公表にあたっては、わかりやすい情報の提供に努め、必要に応じて関係者との意見交換を行い、次年度の施策の実行に反映させること